

設備投資するなら、固定資産税の減免も受けませんか 先端設備等導入計画に基づく 固定資産税の減免 改正のご紹介

令和7年4月1日から 賃上げが必須になりました

- 適用期限が**2027（令和9）年3月31日まで** 延長されました。
- 設備投資は中古でなければ対象になります。
ただし、**投資利益率年平均5%以上の投資計画**である必要があります。
- 1.5%以上の賃上げ方針の表明**が必須となり、さらに、**3.0%以上の賃上げ**を行う事で、**減免の期間、割合が上乗せ**されます。

対象設備

認定経営革新等支援機関の確認を受けた、投資利益率5%以上の投資計画に記載された次の設備

- 機械装置 160万円以上
- 測定工具・検査工具 30万円以上
- 器具備品 30万円以上
- 建物付属設備 60万円以上 ※家屋と一体のものを除く

生産、販売活動等に使うものであること、中古資産でないことも条件になります

固定資産税の減免

通常

1/2に軽減

3年間

※前年度比**1.5%以上**の賃上げ方針を従業員へ表明した書類を添付

上乗せ

1/4に軽減

5年間

※前年度比**3.0%以上**の賃上げ方針を従業員へ表明した書類を添付

対象者

投資計画の認定を受けた上で②に該当する者が固定資産税の減免の対象になります。

①計画の認定の対象

	資本金又は出資（～以下）	従業員数（～以下）
製造業その他	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
小売業	5000万円	50人
サービス業	5000万円	100人
ゴム製品製造業	3億円	900人
ソフトウェア業 または 情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5000万円	200人

②固定資産税の特例の対象

資本金1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主のうち

①の認定を受けた者（大企業の子会社等を除く）

※投資設備が固定資産税の減免の対象になるかどうかは、地方の計画によるため、対象にならないケースもあります。